

N協第3010号

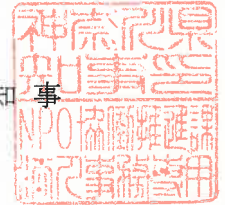
令和4年10月28日

川崎市高津区下作延 三丁目21番地26ドルフ梶ヶ谷105号室

NPO法人チャレンジドサポートプロジェクト

理事長 北村 奨 様

神奈川県知事



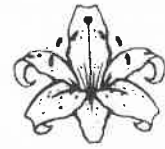
神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、令和4年10月21日付けで地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が公布され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定されましたので通知します。

記

指定の効力を生じた日	令和4年10月21日
指定の有効期間	令和4年10月21日 から 令和9年10月31日まで (2022年10月21日 から 2027年10月31日まで)
寄附金の控除対象期間	令和4年1月1日 から 令和9年10月31日まで (2022年1月1日 から 2027年10月31日まで)

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年10月21日(金曜日) 号外第48号

目次	ページ		
〇条例		神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	8
神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例(政策・政策法務課)	5	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・地域福祉課)	9
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(福祉子どもみらい・共生推進本部室)	5	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(教委・行政課)	9
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	8	〇規則	
		財政状況の閲覧に関する規則を廃止する規則(総務・財政課)	10

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(1) 神奈川県公報による公告の見直しに伴い、次のとおり、関係条例の整理を行うこととした。

ア 神奈川県監査委員に関する条例の一部改正(第1条関係)

法令の規定に基づく監査委員の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うこととした。

イ 神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第2条関係)

県の人事行政の運営等の状況の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うこととした。

ウ 神奈川県財政状況の公表に関する条例の一部改正(第3条関係)

県の財政状況の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うこととするとともに、所要の改正を行うこととした。

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

2 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

(1) 目的(第1条関係)

この条例は、当事者目線の障害福祉の推進について、基本理念を定め、及び県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための基本となる事項を定めることにより、当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができる、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的とすることとした。

(2) 定義(第2条関係)

この条例における「障害」、「当事者目線の障害福祉」等の用語の意義を定めることとした。

(3) 基本理念(第3条関係)

当事者目線の障害福祉の推進は、全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられることを旨として図られなければならないこと等、基本理念を定めることとした。

(4) 県、県民、事業者及び障害福祉サービス提供事業者の責務(第4条～第7条関係)

当事者目線の障害福祉の推進のための県、県民、事業者及び障害福祉サービス提供事業者の責務について定めることとした。

(5) 基本計画(第8条、第9条関係)

知事は、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画を定めなければならないこと等、基本計画について定めることとした。

(6) 意思決定支援の推進(第10条関係)

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三八〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一二

印刷

横浜市鶴見区矢向三十一番五十二
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

2 県は、地域の実情に応じた障害者への支援体制の整備を促進するため、市町村が置く協議会との連携を図るものとする。
(人材の確保、育成等)

第26条 県は、障害者の福祉に係る事業に従事する人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報の提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

3 県は、障害者の福祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、当事者目線の障害福祉に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第58号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項、特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項を削り、同表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項中「茅ヶ崎市浜見平11番1号」を「茅ヶ崎市浜見平10番2号」に改め、同表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人チャレンジドサポートプロジェクト	川崎市高津区下作延三丁目21番地26ドルフ梶ヶ谷105号室	令和4年1月1日から令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部	藤沢市辻堂西海岸二丁目1番15号	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
特定非営利活動法人あっとほーむ	横浜市都筑区牛久保西三丁目2番7号	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネット	藤沢市藤沢496番地藤沢森井ビル	令和4年11月1日から令和9年10月31日まで
-----------------------	------------------	-------------------------

附 則

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項の改正規定、同表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項を削る改正規定及び同表に次のように加える改正規定(NPO法人チャレンジドサポートプロジェクトの項に係る部分に限る。)並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人藤沢ラグビー蹴球倶楽部の項、特定非営利活動法人あっとほーむの項及び特定非営利活動法人湘南ふじさわシニアネットの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表NPO法人アール・ド・ヴィーヴルの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県条例(昭和45年神奈川県条例第26号)第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

神奈川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第59号

神奈川県条例の一部を改正する条例

神奈川県条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第22条の3第3項中「第25条第1項」を「第25条第1項本文」に改める。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成16年法律第123号)第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。第25条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の場合において、」を削り、「者は、」の次に「当該家屋を取得した日から10日以内に」を加え、「添えなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第73条の4から第73条の7までに規定する不動産の取得(次に掲げるものを除く。)をした者は、前項ただし書の規定にかかわらず、当該不動産の取得をした日から10日以内に同項本文に規定する申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 法第73条の7第1号に規定する相続(包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を除く。)による不動産の取得

(2) 法第73条の7第2号に規定する法人の合併による不動産の取得

3 前項に定めるもののほか、知事は、不動産取得税の賦課徴収